

(様式3)

会議の開催結果について

1 会議名	河内長野市人権尊重のまちづくり審議会
2 開催日時	平成28年1月12日(火) 午後1時30分～3時10分
3 開催場所	河内長野市役所 3階 301会議室
4 会議の概要	<ul style="list-style-type: none">・「河内長野市人権施策基本方針」の一部改訂案及び「改訂 河内長野市人権施策推進プラン（本編）」の案について・その他
5 公開・非公開の別 (理由)	公開
6 傍聴人数	0人(男性 0人、女性 0人)
7 問い合わせ先	(担当課名) 総合政策部人権推進課 TEL 53-1111 (内線406)
8 その他	

*同一の会議が1週間以内に複数回開催された場合は、まとめて記入できるものとする。

平成27年度河内長野市人権尊重のまちづくり審議会会議録

日 時 平成28年1月12日(火) 午後1時30分～3時10分
場 所 河内長野市役所3階301会議室
出席者 委員 安達英行・井上壽子・七條ハツミ
柴原浩嗣・島西専太・駄場中大介
中川幾郎・西野英紀・本竜美恵子
榎村博子・三島克則・森中教之
山本忠行
事務局 辻野修司・中野隆夫・塔本寿子・寺田達郎

○事務局

皆様、おはようございます。私は本日の司会を担当します、人権推進課の塔本でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。皆様には、公私ともにお忙しい中、ご出席をいただき有難うございます。ただ今より、平成27年度河内長野市人権尊重のまちづくり審議会第5期第2回会議を開催いたします。はじめに、市を代表いたしまして総合政策部長の辻野よりご挨拶申し上げます。

○辻野部長

皆様、ご苦労様です。

改めまして、新年あけましておめでとうございます。

旧年中、委員の皆様方には、本市行政にご支援・ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。本年もどうぞよろしくお願ひ申し上げます。

また本日は、新年早々の開催にもかかわらず人権尊重のまちづくり審議会にご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

さて、昨年11月の前回審議会では、人権施策基本方針の一部改訂案と本年度が最終年度となる人権施策推進プランの改訂素案につきまして、委員の皆様から様々なご意見をいただきました。ありがとうございました。

本日は、それらをふまえて事務局が作成いたしました案につきまして、ご審議いただき、その結果を受けまして今年度中の改訂に向けて進めてまいりたいと考えております。

皆様からの忌憚のないご意見を賜りますようお願い申し上げ、ご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○事務局

それでは、会議に入る前に、資料の確認をさせていただきます。

事前に送付させていただきました

- ・会議次第
- ・委員名簿
- ・河内長野市人権施策基本方針 ※一部改訂案
- ・改訂 河内長野市人権施策推進プラン（本編）※改訂案
- ・資料①河内長野市人権基本方針※一部改訂案審議会（H27.11.20開催）後修正※新旧対照表

- ・資料②河内長野市人権施策推進プラン(本編)※改訂案審議会(H27.11.20開催)後修正
※新旧対照表

本日お席におきました

- ・第42回河内長野市市民意識調査
- ・人権男女共同参画講座ちらし
- ・河内長野市人権協会「発達障がいの理解と地域支援」ちらし

以上ですが、お手元にそろっておりますでしょうか。

それでは、本日の欠席は柏口委員と曾和委員のお二人が欠席でございます。

なお、本日は、昨年11月20日の開催に続き、本年度2回目の審議会です。

委員の皆さまのご紹介及び事務局職員の紹介は割愛させていただきます。

本日は委員15名中13名の出席をいたいただいております。過半数のご出席をいたいただいておりますので、審議会規則第6条第2項に基づき本会議が成立していることをご報告申し上げます。

それでは、次第3の議事審議に移らせていただきます。中川会長、議事の進行よろしくお願ひします。

○中川会長

皆さん、明けましておめでとうございます。今年もどうかよろしくお願ひ申し上げます。

今日は、まちづくり審議会の第2回になります。この第2回目をもって「基本方針」を確定させるという作業がありますので、どうかよろしくお願ひいたします。

それでは、早速、議事の「(1)「河内長野市人権施策基本方針」の一部改訂案及び「改訂 河内長野市人権施策推進プラン(本編)」の案について」事務局から説明いただき、皆様からのご意見を賜りたいと存じます。少し、お時間を頂戴して、人権施策基本方針のご説明等々、お願ひしたいと思います。事務局さん、よろしくお願ひいたします。

○事務局

冒頭、私からは前回審議会からの経過報告、それと改訂に向けました今後のスケジュールについてご説明いたします。その後、改定内容についてご説明させていただきます

まず、前回審議会からの経過報告としましては、11月20日の審議会におきまして「基本方針」の一部改訂と全面改訂となります「推進プラン」の素案についてご意見をいただきました。

また、審議会後にも意見募集期間を設け、ご意見をいただいたところです。

いただいたご意見を参考に、事務局で修正案を作成いたしまして、会長・副会長ともご相談させていただいたものでございますが、内容につきましては、後程ご説明させていただきます。

次に、改訂に向けた今後のスケジュールについては、本日、「基本方針」の一部改訂及び全面改訂となります「推進プラン」の案について、ご審議のうえ承認をいただけましたら、次のスケジュールで進めていくことで予定しております、市議会の関係として総務常任委員協議会に2月中旬頃にご報告させていただいたうえで、市民の方向けにパブリックコメントとして、市内の公共施設等に、今回全面改訂となります「推進プラン」の素案を置きまして、閲覧していただき、2月22日～3月22日の1ヶ月、一般の方からの意見を募集する期間を設けたいと考えております。これらの結果を受けまして「推進プラン」の改訂等の確定の手続きに移っていきたいと考えております、一般

の方からの意見の内容等によりましては、審議会の会長・副会長に相談させていただいたうえで「推進プラン」の全面改訂ということで、3月末を目指として、最終確定の手続きを進めて参りたいと考えております。以上が今後のスケジュールでございますが、前回審議会のご意見を受けまして、修正した内容につきまして、担当から説明させていただきます。

○事務局

前回審議会から修正となった箇所について、ご説明させていただきます。まず、「基本方針」について、説明させていただきます。

資料①新旧対照表で、修正箇所を網掛けしてございますので、そちらをご覧ください。「河内長野市人権施策基本方針 ※一部改訂案」は参考に該当ページを見ていただく程度で良いかと存じます。「基本方針」と「推進プラン」を併せて10分程度で説明させていただきたいと考えております。まず資料①の1／6ページをご覧ください。P4となっておりますが、これが「基本方針」の基本目標のところでございます。前回審議会においても、「人権は個人の尊厳と平等が基本であるので、個人の尊重とともに平等にともに生きる共生社会をつくることが必要である。」というご意見をいただきました。また、「人権施策の基本理念として、尊重、自己実現、そして支え合うまちづくりという3つが挙げられており、これとの整合を図ることが必要ではないか。」というご意見をいただきました。これをふまえまして、第5次総合計画においても、まちづくりの基本理念として、「人と人のふれあいを大切にし」ということを掲げておりますし、今回「基本方針」の中でも、「第5次総合計画」の政策の柱の一つとして「一人ひとりを大切にする思いやりのあるまちの推進」というように明記しておりますが、その中で「一人ひとりの人権が尊重され、共に支えあうことができる地域社会を構築する」という文言を「第5次総合計画」の「基本構想」でも謳っております。以上をふまえまして、資料①の網掛けの4段目のところでございますが、人権施策の基本理念としまして、「思いやりとぬくもりのある、一人ひとりが尊重しあえる共生のまち」とし、「共生の」という文言を追加させていただいております。資料①の1／6ページ、その下ですが、資料ではP14－15となっていますが実際にはP16です。この箇所にも人権施策の基本理念がございますので、同様に「共生の」という文言を今回、追加させていただいております。次に、資料①の2／6ページについて説明させていただきます。「基本方針」のP8ですが、項目としましては「（3）市民や企業等の主体的な活動の支援」でございます。この箇所に網掛けで示しておりますが、「河内長野市企業人権協議会などと連携し」という文言を追加させていただきました。これにつきましては、前回審議会でも「企業における人権意識というものはまだまだ広めていかなければならない」というご意見もいただいておりますし、今回、「基本方針」の一部改訂にあたりまして、タイトルとして「市民や企業等の主体的な活動の支援」という案にしておりますことから、ここで「企業人権協議会との連携」を明記し、修正案とさせていただいております。次に、資料①の3／6ページですが、「基本方針」のP9で、「相談体制の整備とネットワークの構築」の箇所でございます、これも前回審議会でご意見をいただきましたが、「多様で複雑な人権相談、相談で解決しない場合は救済することが必要となってい。る。」そして、「明確な人権救済機関はいまだ未整備ではありますが、いくつかの救済システムがあること。人権でいいと、法務省の人権侵犯処理、人権擁護委員さん。労働などと、労働委員会、紛争解決委員会、機会均等委員会。福祉などと、第

三者委員会、適正化委員会など、救済のシステムというのも整備されつつある状況。」以上をふまえまして、今回、網掛けで示しております「公的機関のネットワークにの中で人権救済システムが構築されつつあること。ネットワークを活用し連携を強化して、問題解決・救済につながる相談体制の整備に努めること。」という文言に修正させていただいております。次に、資料①の4／6ページですが、人権の個別課題の「障がい者」の人権についてでございます。こちらも前回審議会でご意見をいただいております。

「改正障害者基本法や障害者差別解消法などで示されている障がい者差別の解消、そして合理的配慮の提供、この2つの方向が障がい者の人権を実現するための柱になると見えられます。」今年4月から「障害者差別解消法」が施行されますので、今回網掛けの箇所ですが「障がい者差別の解消と合理的配慮の提供を進めることなど」という文言を「障がい者」の人権の部分で追加させていただいております。次に、資料①の5／6ページですが「基本方針」のP13「北朝鮮当局による拉致問題」、この箇所も前回審議会でご意見をいただきました。前回審議会時点では「多くの日本人が拉致されました」という文言がございましたが、その表現は曖昧すぎるというご指摘をいただきました。今回修正させていただきまして、「現在、日本政府は17名の日本人を拉致被害者として認定しております。」という日本政府の閣議決定文書から引用しまして、「17名」とはつきり明記させていただいております。その下の網掛けの箇所は前回審議会で決定した事項ですが、「問題解決に向けた大きな力」の「大きな」という文言を抜いております。「基本方針」については次が最後となります。6／6ページをご覧ください。

「基本方針」のP13「さまざまな人権問題」で文言を追加させていただいております。「ヘイトスピーチ」に関連して、前回審議会において、「ヘイトスピーチの問題が非常に大きな社会問題になっている。」というご意見をいただきました。また、「推進プランにはヘイトスピーチの課題について明記しているので、方針でも触れておいた方が良い。」とのご意見もいただきました。それをふまえまして、「ヘイトスピーチ」につきましては、「特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動であるヘイトスピーチが被差別マイノリティの人びとにも向けられている」という現状を明記させていただいております。「このような言動により、人々に不安感や嫌悪感を与えるだけでなく、人としての尊厳を傷つけたり、差別意識を生じさせることから、ヘイトスピーチがあつてはならないものとしての啓発活動が始まっています。」このような文言を追加させていただいております。以上が「基本方針」の修正箇所でございました。つづきまして「推進プラン」の修正箇所をご説明させていただきます。資料②新旧対照表をご覧ください。まず1／6ページですが、これは先ほど「基本方針」でも申し上げましたが人権施策の基本理念のところを「基本方針」に合わせて「推進プラン」でも「共生の」という文言を加えておりますので、この説明は割愛させていただきます。次に「推進プラン」のP6「子どもの人権」の箇所でございます。網掛けで示しておりますとおり「子どもの貧困対策法」として、法律名を加えさせていただいております。「昨今、子どもの貧困が大きな課題になっており、子どもの貧困対策推進法が作られ、取組みも始められること。」をふまえまして、「子どもの人権」の「現状」で、その法律名を「いじめ防止対策推進法」などと同列で明記させていただいたという修正でございます。次に2／6ページですが、「子どもの人権」の「施策の方向性」の箇所でございます。本市は、平成22年3月に「河内長野市教育立市宣言」を行っております。その宣言の1つに「私たちは、人を大切にする人権感覚の豊かな子どもたちを育てます。」とございますので、その表現をふまえ、「豊かな人間性や社会性を育む教育の一層の推進に努めていきま

す。」という文言で、「河内長野市教育立市宣言」のことをここで事務局案として明記させていただいております。次の3／6ページですが、「外国人の人権」の箇所につきまして、ここの修正はタイトルと見出しの部分の修正になります。前回審議会時点では「外国人市民の人権を尊重する」という文言になっておりましたが、今回「市民」を抜きまして、「外国人の人権を尊重する」という文言に修正し、”広く”外国人の人権を尊重するという表現になるよう文言を修正しました。次に「推進プラン」のP12ですが、「さまざまな人権課題の解決にむけて」の箇所で、ここでは前回の審議会でもご指摘をいただきました、「セクシュアル・マイノリティの課題」について、修正を加えております。これまで、「性同一性障害などの」という表現でございましたが、それだけではなくて、「同性愛への差別や偏見も課題になっている」というご意見を前回審議会でいただいておりますので、それもふまえ、「性同一性障害や同性愛などの性的マイノリティへの偏見や差別など人権課題が広がりつつある。」という表現を修正文言として加えさせていただいております。また、「ヘイトスピーチ」についても今回「基本方針」で文言を追加させていただいたことをふまえ、それと合わせた文言に変更しております。また、この箇所につきましては、資料②における「修正理由」で少し記載しておりますが、「さまざまな人権課題の解決にむけて」では「遺伝子情報の管理」がこれまでの「推進プラン」ではございました。しかし、現状、国の人権の基本方針や計画などの整合を図りまして、「遺伝子情報の管理」を「さまざまな人権課題」として明記するまでの必要はないかなというところで、今回、省いております。次の4／6ページですが、「施策の方向性」につきましても、「現状」と合わせまして、「セクシャルマイノリティの課題」について文言を修正しております。具体的には、「性同一性障害や同性愛などの性的マイノリティの人びとについては、正しい理解と認識を深め、偏見や差別の解消をめざした啓発を進めます。」という文言とさせていただいております。また、「ヘイトスピーチ」につきましては、「国・府等と連携した啓発を進めてまいります。」という文言に修正しております。この「施策の方向性」の最後の箇所ですが、さまざまな人権について、これまででは「関係機関と連携した取り組みを行っていきます。」という表現をしていたのですが、今回の修正文言としましては、「関係機関と連携して人権課題の解決にむけて取り組んでまいります。」とし、解決に向けて取り組んでいくという表現に修正しております。次に「推進プラン」のP14、「第3章 河内長野市における人権尊重への基本行動計画」でございますが、前回の審議会時点では「3つの視点に特に留意する」という文言がありました。しかし、「推進プラン」における人権施策の視点というのは、すでに第1章の「第2節 人権施策の基本的視点」ということで施策を進める視点を書いておりますので、第3章でも「視点」を示しますと、「視点」が2つあるということになりますので、今回、第3章では基本行動計画を進める際の「留意点」ということに修正し、「3つの点に特に留意することとします。」という表現に修正しております。最後ですが6／6ページをご覧ください。この箇所は「推進プラン」のP14、「相談体制の整備とネットワークの構築」ですが、基本的には「基本方針」の説明で申し上げました修正と同じ理由ですが、少し文言を加えております。具体的には「市における相談が、解決や救済、保護につながるように取り組んでいくこと」、そして「府内相談事業相互の連携を強化していくこと」。以上の2点をふまえ、文言を修正しております。議事の（1）については以上でございます。

○中川会長

ありがとうございます。以上、「基本方針」と「推進プラン」についてご説明いただきました。これについて概ね、これで良いのかなと思っておりますが、委員の皆様には、何かご意見ありますでしょうか。または、評価する意見などいただけたら、ありがたいなと思いますが。

○安達委員

説明で良くわかりましたし、これで良いかと思います。

○井上委員

前回申しあげました、障がい者への合理的配慮を入れていただいていますが、障がい者問題で共生していくためには、就労支援が課題だと思っています。企業だけではなくて、特定作業所や施設を含めて就労支援を入れていただければ、有り難いと思います。

○中川会長

就労支援をもう少し特化して欲しいというご意見ですか。

○事務局

基本方針P11で、就労問題を入れております。

○七条委員

訂正していただいて分かりやすくなつたと感じますし、これで良いかと思います。

○柴原委員

前回、その後の意見として色々出させていただきました。

きっちりと訂正していただきまして、ありがとうございます。分かりやすく修正等していただいていますし、私の意見も取り上げていただいておりますが、2点だけ気になるところがございますので、ご検討いただければと思います。

資料②3／6ページのさまざまな人権課題のところで、性同一性障害「等」だけの表現に「同性愛などの」を入れていただいています。また、差別の前に偏見を入れていただきましたが、私は、偏見や差別そして制度を入れるという意見を出させていただきました。制度と言う言葉が、本「基本方針」や「推進プラン」にそぐわないのかも知れませんが、今課題となっているのが、同性カップルを同等とみなすための条例や要綱の制定、また、経産省が性同一性障害の方のトイレ表示が提訴されるなど、偏見や差別的な取り扱いに対する制度的な取組が進められていると感じています。人々の意識だけではなくて、制度的な整備も実際の課題となってくるのではないか。また、行政や事業所だけでなく住民組織の中でも制度が求められると思っています。制度というところに注目し、考えていただければと思います。

もう一点は、修正ではありませんが「遺伝子情報の管理」で、人権課題としてまだまだ整理されていないので削除するとの説明で、私もそれは賛成ですが、遺伝子情報も含めてですが、今回マイナンバー制度の導入で、通知カードと本人確認の書類を提出させていただきました。コピーを提出しましたので、その保管方法について確認したところ

ですが、特にコピーを提出しなければならないという法的責任はないと思いますし、コピーを有する限りは、安全保管責任がありますので盗難や外部に漏れることのないようする責任があります。

また、来年度からは、マイナンバーが健康管理の情報と結びつけられるとされています。ゆくゆくは戸籍情報とも連携させると言わされており、戸籍を不正取得し身元調査される、被差別部落と照合するなど、差別につながる情報がマイナンバーで紐付されて悪用される。恐ろしい問題だと思っています。遺伝子情報の課題がまだ先だと言うことではなく、マイナンバーの動きも注視して個人情報が不正使用されないよう、どのように活用していくかは、今回の「推進プラン」改訂には入りませんが、マイナンバー制度が個人情報にかかる課題となってくることを、この場で確認しておきたいと思います。

○島西委員

外国人市民の人権ですが、「基本方針」と「推進プラン」の中で、在日韓国・朝鮮人に対する差別や人権の尊重について、希薄な印象を持ちました。主観ですが。外国人市民に含まれているかも知れませんが、歴史的に見てもまだまだ差別は続いているし、人権も尊重されていない。また、他の外国人と比べて対象者も多く、差別のされ方や内容も深刻だと感じていますので、外国人というひとくくりにはできないと思います。人権に関するテーマが増えていますし、時代とともに薄れていくのは仕方がないことかも知れませんが、大阪は対象者も多く、こんな扱いで良いのかと疑問を持っています。

○中川会長

今までのところで、事務局からのコメントはありますか。

一つは、障がい者の法整備が進んでいる一方で、就労に関するバックアップを示唆する文言はなくなっていないでしょうねという確認です。

第二点は、個人情報保護とも関連するマイナンバー制度の浸透に伴い人権侵害が想定されるのではないか。それに対応した防止、若しくは制度整備するという方向に向けた努力はできないのか。

三点目、基本方針で外国人市民という言葉であったのを、外国人に総括した印象を受けるが、その点について、いかがなものか。以上、三点ですね。

○事務局

まず、障がい者の就労支援ですが、「基本方針」P11の「障がい者」の7行目で「就労問題をはじめ」を入れております。また、「推進プラン」でもP9の下段で「障がい者長期計画」の基本方針である「共に生きる社会」「障がいのある人の権利擁護」「自立と社会参加」の推進を図っていくという表現にしています。本計画の中に、障がい者の就労支援が含まれておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

二点目の性的マイノリティに関しては、新たな人権課題として捉えておりますが、現時点では、まだ認識していただけていない。認識があつてから制度化に至るのかなと考えております。また、マイナンバー制度につきましては、番号自体が動くのではなく、番号を使ってシステムが動く制度の構築と国が説明されていますので、情報の管理等も含め、制度構築に向けた課題の解決に努めたいと思っています。今回、委員報酬のお支払いの関係で、委員の皆様からご提出いただきましたマイナンバーカードのコピーにつ

ましましては、個人情報の漏えいがないよう適切に保管するとともに、保存期間終了後は速やかに廃棄するなど、委員のご指摘を払しょくできるよう、取扱いに注意いたします。

○中川会長

それでは、引き続き委員にご意見を頂戴したいと思います。こちらの席から順にお願い致します。

○駄場中委員

前回のヘイトスピーチの話を、大幅に入れていただきまして有難うございます。

特にはありませんが、先ほど言われた性的マイノリティの人々に対する施策の方向性が偏見と差別の解消の啓発だけに留まるのは、今作るものとしては少し遅れています。当局から、その認識がないとの発言がありましたが、「推進プラン」に啓発を進めるだけではなく、制度もそうですが、トイレ表示などのハード面も進めていくなどを付け加えるべきだと思います。

○西野委員

私は、企業人権協議会からの選出ですが、「基本方針」のP8に「河内長野市企業人権協議会などと連携し」との一文を入れていただき、非常に嬉しく思っています。我々も様々な取組をしていますが、企業の社会的な影響は、非常に大きいと感じているところで、利益の追求だけと捉えられがちですが、企業の社会的責任として、CSRと言いますが、人権侵害を未然に防ぐための取組みや、新たな人権課題について研修や勉強会の実施などに取組んでいきたいと思っています。これは、感想です。

○本竜委員

修正箇所に関しては、色々考えていただいて満足しています。

私は、女性問題について申し上げたいのですが、内閣府が出した冊子の中に「女性活躍推進法の成立」が掲載されていて、事業主に行動計画の策定が義務付けられています。計画期間が平成28年度から37年度の10年間で、2年から5年ごとに作成となっていますが、基本計画のP10の女性への取組みのところで、計画の策定であるとか、もう少し詳しく書いていただければと思います。一度検討してください。

○中川会長

確認させていただきますが、「基本方針」のところでは、「女性活躍推進法」はありませんが、「推進プラン」のP5で「女性活躍推進法等の法整備が進められています」とありますが、「女性活躍推進法に基づく計画づくりを進めていく」を施策の方向性に追加するという趣旨のご意見でよろしいですか。

○本竜委員

はい。

○榎村委員

私は、「基本方針」及び「推進プラン」について申し上げることはできません。

先ほど朝鮮のお話がありましたが、私は、今現実に、国際交流で色々な国の方とお付き合いをさせていただいている。国際交流協会のイベントでチヂミを焼かれたり、朝鮮の方に参画いただいて、一緒に国際交流の事業をしていますが、私たちの中では差別的な意識はありませんし、差別されているという取り上げ方をすることが逆効果にならないかとの懸念があります。グローバルな社会の中で、特定の国より外国人の表現の方が良いと思います。

○中川会長

一旦、ここで事務局の意見を聞きたいと思います。

先ほどの積み残しがあったようです。外国人市民が外国人に変わった経緯。女性活躍推進法に基づく計画を施策の方向性に入れるべきではないかの2点について、まずお答えいただけますか。

○事務局

外国人市民と外国人に変更については、前回の計画にも外国人市民という表現を使用しており、そのいきさつは、承知していないところではありますが、河内長野市にお住いの外国人だけではなく、河内長野市とかかわりをお持ちの外国人、旅行者も含めて広く包括した表現の方が適切であるという理由です。

在日朝鮮の方については、さまざまな人権課題として取り上げさせていただいたところです。

次に、「女性活躍推進法」に基づく取組みについては、現在、事業主行動計画の策定を進めており、推進計画についても次回の「男女共同参画計画」（第4期）で進める予定をしています。また、事業主行動計画は、市の内部的な取組ですので外しております。

○中川会長

ここまでよろしいでしょうか。

それでは、引き続き委員のご意見をお伺いしたいと思います。

○三島委員

特段ありませんが、一つだけ意見を言わせていただけるのであれば、「何々をします」の後に、必ず「検証する」を入れていただきたいと思います。検証がなければ、推進できないと思いますので。

○森中委員

修正等見せて頂いて、非常に分かりやすくなっていると思います。以上です。

○山本副会長

ありがとうございます。11月20日から、様々なご意見をいただき修正を加える等をしたわけですが、制度についても出てきましたし、セクハラやマタハラなど職場においても新しい人権問題が生じる中で、「等」という表現でまとめていただくなど、私としましては、これ以上申し上げることはできません。

○中川会長

再討論に入りたいと思います。

先ほど出た箇所で、修正や記述の追加が必要であるなどのご意見はありませんか。

女性に関してはいかがでしょうか。先ほどのご答弁に対して。

○本竜委員

ご答弁は分かりますが、施策の方向性に文言が入っていないのが現状です。これから指針となるわけですから、方向性にも含みのある文章をいれていただければと考えますがいかがでしょうか。

○中川会長

それは、「行政においても事業主行動計画の策定を行います」を入れればいいですか。企業における行動計画の策定の啓発は、どこの管轄になりますか。地方公共団体の責務ではないですね。

○事務局

300人を超える従業員がいる企業は、行動計画の策定が義務付けられており、国の所管となります。目標値を定めて、毎年、公表することとなっていますが、罰則規定等はありません。

○中川会長

それでしたら、「行政においても事業主行動計画の策定を行います」の1行を入れるということでおろしいですか。

○本竜委員

それだけでも、随分違うと思います。ありがとうございます。

○中川会長

外国人市民が外国人になったのは何となく分かるんですが、委員がご指摘だったのは、外国人も、ニューカマー・旅行者・観光者・通過者・定住外国人・定住外国人のうち在日の韓国、朝鮮籍の人たちなど、色んなバリエーションがあるわけで、そのバリエーションをちゃんと踏まえているのであればともかく、特に在日韓国、朝鮮籍の人たちの問題は、重要な政策課題としてエリアが大きいので、ここの意識をきっちり持つ事を忘れないようにして欲しいということだと思います。一口に外国人と言っても、在日韓国、朝鮮籍の方は、第5世までてきており、文化人類学的には日本民族なんですよ。国籍だけが外国で、民族的には日本民族です。ですから、そういう人たちは、アイデンティティに苦しんでいる問題がある。自分は何者なんだと非常につらい立場にある。そういう問題に対しての認識は失ってはならないというご指摘がありましたので、記述について、単なる外国人ではなく、特化した方が良いかもしれません。

私は、個人的な意見ですが、市民という言葉をはずしたのは、余分な議論を避けるためだと思います。地方自治法でいう市民は、正確には住民です。憲法概念上でいえば、国民ではありませんね。しかし、地方自治法上、登録もされ税金を払い、住民としての義務を果たしている。ですから、地方参政権を与えるのは、当たり前じゃないのという

議論が出てくるわけで、北ヨーロッパ、北欧では常識です。そこに踏み込もうとしたが反対があつたために止まっているだけです。そういう議論に踏み込むと、余計なエネルギーがかかるので外したと、私は理解しています。共に暮らす外国籍の人々からストレートしようと。そう理解していますが、委員ご指摘のように韓国・朝鮮籍の人の事を薄めるようなことのないようにしていただきたいということだと思いますので、そこは記述を強化するなどの工夫をしてはいかがでしょうか。

○島西委員

他の外国人と一緒にするのは問題だという事について、住民という言葉がありました
が、在日朝鮮・韓国の住民は、本名を名乗れないんですよ。本名を名乗ると差別を受けるから。彼らは、それが身に染みている。就職、結婚など。その方たちと、観光に来た外国人とは意味が違う。一つの同じくくりでもって、人権を尊重しようとする尊重の仕方に問題があると思います。

○中川会長

ますます、在日韓国・朝鮮籍の人達の事を、課題として起こすべきだとの主張で、正しいと思います。

残っている柴原委員の件をどう解決するかですが、「基本方針」のP13の一番上に「情報社会の人権問題」に「個人情報保護条例に照らして慎重に取り扱われることが必要です。」とあり、当然のことながら行政が扱うマイナンバーについても、企業や民間団体が扱うマイナンバーに対してガードをかけていく啓発を進める一文を入れることで、どうでしょうか。確かにマイナンバーは、どこにも出ていませんね。そういう処理で、だいたいアップできるんじゃないでしょうか。

○柴原委員

先ほど申し上げました、性的マイノリティのところで、制度を入れるかどうかですが。制度を入れた方がいいと言う、他の委員の意見もあつたかと思いますが。ここで制度を入れたからと言って、「パートナーシップの制度を取り入れなければならない」に直結するものではありませんし、広い概念の制度として、習慣なども含めて検討していくかなければならない、今の課題、今進めている課題だと思いますので制度を入れていただく検討をしていただければと。

○中川会長

提案の中にもありました、「基本方針」も「推進プラン」も（注）が入っていて、性的マイノリティで止まっていますので、性的マイノリティの中ではあるんですが、LGBTをちゃんと説明した方が良いのではないでしょうか。一般的にLGBTと言われる人々を指しますと。（注）で詳しく入れればどうですか。

制度という言葉を使いますと、法律制度や条例対応など非常に難しいので、社会の対応も含むわけでしょう。たとえば、スーパーマーケットや百貨店などのトイレ表示などもそうですし、そうなると「自治体として取組み得る対応と啓発に努めてまいります。」とか、そういう言い方はあるのかなと。自治体自身も取組みますが、地域社会でも対応をお願いしますよと、そういう風にならないかな。

○柴原委員

対応という形で含めても大丈夫かなとは思います。

○中川会長

事務局、そういう処理していただけますか。

○事務局

はい。

○中川会長

皆様方から、大変貴重なご意見をいただきましてありがとうございました。発言時間が短くて、ストレスが溜まつておられる委員もおいでかと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、今出てきました箇所に修正を施して最終案とすることによろしいでしょうか。

なお、修正箇所は、中身は深いですが文言の微調整となりますので、山本副会長と私と事務局に預からせていただく形でご了承いただけますか。

○委員

はい。

○中川会長

ご了解いただけたということで、そのようさせていただきます。ありがとうございます。

○中川会長

それでは、議事の「(2) その他」について事務局から何かございましたらお願ひします。

○事務局

ご案内が3点ございます。1点目が、本日お配りしている冊子ですが、「第42回河内長野市民意識調査 報告書」が出来ました。この調査については前回の審議会でもご説明させていただきましたが昨年の7月～8月にかけて、市の意識調査として実施したものの中の一つが「人権について」ということで、単純集計結果は前回審議会でお配りしております。また、単純集計結果の中から「推進プラン」にも「市民意識調査の結果」ということで反映しておりますが、今回詳しい報告書が出来上がりました。市のホームページにも今後掲載される予定ですが、委員の皆様には製本したものを1部ずつお渡しさせていただきたく、本日準備させていただきました。また、人権の各課題別の調査結果も出ておりますので、人権推進課だけではなく、府内の担当部局にも認識してもらって今後の施策等にも活かしていきたいと考えておりますので、本日情報提供ということでお配りさせていただいております。2点目が、本日お配りしているちらし

「人権・男女共同参画講座～対立をちからに～」、裏面が「男女共同参画講座」の案内になっているのですが、今年2月に「人権・男女共同参画講座」を開催いたします。これは何かといいますと、大阪府の方で、平成25年度からの3ヵ年で、府内の市町村と連携して、人権の参加体験型講座を開催するという取り組みがございまして、本年度が3ヵ年の最後の年ですが、本市人権推進課としまして手を挙げさせていただきまして、大阪府と共に取り組む講座でございます。本市人権推進課は男女共同参画の取り組みもしておりますので、「人権・男女共同参画講座」ということでファシリテーターズ・ラボの栗本敦子様に講師をお願いし、体験型講座ということでワークショップを開催します。1月8日から、先着順で募集を開始しておりますが、まだまだ空きもございますので、もしよろしければいろいろお声かけいただいて、お申込みいただければと思いますので、ご案内させていただきました。3点目は井上委員から情報提供をお願いいたします。

○井上委員

河内長野市人権協会の関係でご案内させていただきます。ちらしをお配りしておりますが、2月6日に「発達障がいの理解と地域支援」ということで、発達障がいについての理解がまだまだ進んでおらず、質問等も受けますので、その理解を深めていただく目的と、どのように支援していくべきものかということを具体的に重野先生からお話ししていただく機会ですので、是非ご出席いただきたいと思います。また、河内長野市人権協会では、自立支援部会を中心に本年度と来年度は障がい者問題を取り上げて、市民の皆様にわかつていただくための、講座や映画を企画してまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

○事務局

もう1点ご案内がございました。申し訳ございません。4点目ですが「差別のない社会づくりのためのガイドライン」とということで、昨年10月に大阪府が策定しております。お配りするものは今回、ご用意していないのですが、これは何かといいますと「差別の未然防止と個別事案の適切な解決を目的」としまして、大阪府でガイドラインとしてまとめたものを策定されました。「人権侵害事象に対する判例や人権相談をはじめとする相談窓口」本市の窓口についても記載されておりますし、「裁判外紛争解決機関（ADR）」などが紹介されている冊子でございます。本市においても大阪府と連携しながら、具体的には、今度パブリックコメントを実施する際に、市内の公共施設に置かせていただくのですが、それと一緒に、公共施設でも閲覧いただけるように各施設に依頼し、市民の皆様に見ていただけるような取り組みを行っていきたいと考えております。詳しくは大阪府人権局のホームページでもご確認いただけますので、また個別にお問い合わせいただけましたら、詳細をお伝えさせていただきます。以上です。

○中川会長

市民意識調査の結果を受けて、特徴的なことがありましたら報告していただけますか。

○事務局

市民意識調査の結果ですが、特徴的なことは、関心のある人権問題として、高齢者・子ども・障がい者が4割を超えたこと。50歳以上の市民は高齢者、30、40歳台は

子ども、20歳台は障がい者の割合が多いという傾向がありました。

また、人権問題についての学習経験については、同対審答申から50年を迎ますが、60歳未満については、小・中学校等での人権に関する学習経験が進んでいる。一方、60歳以上については、職場関係の研修などが多くなった。また、同和地区に関する忌避意識の問い合わせについては、結婚や住居などで同和地区を避けるなど、未だ差別意識が残っているという結果が出ています。以上です。

○中川会長

印象ですが、ネットによる人権侵害については、逆に意識が落ちてきている。全体に社会が悪化している感じを受けませんか。自己責任論が増えている気がしますが。差別される側にも責任があるんだと。そういう意見が増えているように思いますが。

○事務局

この設問の回答については、分析が必要かと思っています。

○中川会長

ありがとうございました。これについては、もう少し分析して今後に活かしていくかな
いと、前回と同じやり方で良いのかと言うところですね。

委員の皆さん、このことについて、ご意見はございませんか。

それでは、本日の会議全体をとおして、ご発言ご意見がございましたら。

○柴原委員

その他で一つ。先ほど発言の中でも申し上げましたが、今回、マイナンバー制度の導入で、社会全体にかかるわってくる問題ですので、確かめておきたいと思います。

今回、口座振替依頼書の再提出という形で、市から依頼がございました。通知カードで番号を確認することと、本人確認をせよとのことで、顔写真が載っている免許証などで確認しなければなりませんが、ただ、確認する場合に必ずコピーを取らなければならないということはありませんので、私どもも事業所ですが、どのようにするかを考えまして、漏えいなどがあると大変なことですので、コピーを取らずに内容確認だけでやつていこうかと思っています。

コピーをつけることが当然の仕組みとはなっていませんし、法律ではコピーを取った場合に安全に管理することと、必要がなくなったら廃棄することになっており、私でしたら、人権の委員が終了すれば廃棄されるんでしょうけれども、人権担当課だけではなく、庁内全体で慎重に取り組んでいただきたいと思います。マイナンバー制度が、今後進むにつれて、番号を知ることによって行政の情報と繋がることができる。先般、堺市役所で選挙人名簿の個人情報が漏えいした事件もありましたし、安全管理措置をきっちりしていますということを、人権の観点からも明確に人権の部署が中心となって提起していくないと、国が決めたことだからでは私たちの大切な個人情報は守られないと思っています。

また、個人情報保護法も今後、改正され「要配慮個人情報」ということで、差別につながる個人情報は、特段の理由がない限り本人の了解ないしには取ることができない。第三者に提供することは基本的にできないとされますし、人権の観点から取組んでいただきたいと思います。

○中川会長

今おっしゃったことは、直ぐにできますよね。

○事務局

今回、審議会委員報酬のお支払いに関してご提出いただいたものですが、個人情報の厳重な取り扱いと管理をし、適切に廃棄処分するために一元管理することといたしました。

○中川会長

そうではなくて、このように口座振替依頼書が機械的に配られていると、どういう配慮がされているのか、どのように管理され廃棄されるのかのプロセスが書いていない。それはどこかに書いておくべきだというご指摘で、人権担当課が統一的に指導に入るべきだとのご意見です。

○島西委員

厳重に管理していると何度もおっしゃいますが、そういう言葉は意味がなくて、厳重に管理保管しなければならないものは、出来るだけ集めない方がいい。口座振替依頼書に振込口座とマイナンバーは必要だと思います。この用紙は厳重に管理されると思いますが、添付書類がなぜ必要なのか理解できません。市からの文書回答もいただきましたが、納得できません。マイナンバー通知カードをコピーした時点で、既に2枚できてしまっており、非常に危険だと思います。それを受け取る側が「厳重に管理します。廃棄します。」と言われても信用しがたい。だから、集めない方が良い。或いは、廃棄するなら本人に返却する方が良い。返却には手間がかかるから、本当に必要な場合だけコピーをつけることになる。

○中川会長

本審議会としては、半分かすっている問題ですので議論してくださいました。

マイナンバー制度導入で、行政も大わらわになっていると思います。対応に精一杯で、情報収集の段階で苦慮しておられる。この情報をどのように管理し運用していくのか、未だ統一的な委員会であるとか、検討が進んでいないところが多い中、今後、人権担当課や個人情報保護担当課が中心となって、市民が安心できるシステムを作ることだと思います。

実は、私も先日、宝塚市からマイナンバーカードと運転免許証を持参するように言われました。「本人だと分かっているでしょ」と言ったんですが、駄目だと言うんです。市によってやり方が違うんですね。絶対に原本でないとダメという市もあって、現認しますので、原本を持参してくださいと言われました。コピーは不可で、コピーをもらうと管理に困るからと言ってました。全国的に笑い話のような状態です。手間ばかりかかる。河内長野も試行錯誤して苦しんでおられると思います。

○本竜委員

柴原委員、良く判らないんですが、今回の場合、マイナンバーカードや免許証とかのコピーをつける必要はなかったんでしょうか。コピーの提出には不安がありますから。

○柴原委員

本人確認するために、顔写真と住所と名前を確認するためなんですが、パスポートでもいいし、それがなければ市民課なんかで健康保険証と印鑑証明とかですね。

内閣府のQ&Aでは、コピーの提出義務はないとなっています。現認で、その場で確認すれば法的にはクリアできます。

○中川会長

役所には説明責任があって、何で確認したかと問われたときに、これで確認しましたと説明できる資料が欲しい。だからコピーが溜まってくる。

○山本副会長

現金の授受が伴うものについては、銀行でも本人確認のために運転免許証をコピーしてもいいですかと聞かれる。それと同じ感覚になっている。今回は、報酬の支払いだから求められていると解釈しましたし、会計管理者が必要なんだと思って提出しました。

○中川会長

それでは、本日の審議会を終了とさせていただきます。お疲れ様でした。

○事務局

閉会に当たりまして、ご挨拶を申し上げます。

本日は、長時間にわたり様々なご意見をいただき、ありがとうございました。

ご審議いただいた結果を受けて今年度中の改訂に向けてすすめてまいります。

また、「第5期人権尊重のまちづくり審議会」の委員の皆様におかれましては、本年3月31日で任期満了となります、2年間にわたり人権施策の推進に向けてご審議いただきましたことに、改めてお礼申し上げます。本当にありがとうございました。事務局といたしましては、任期中での会議は予定してございませんが、任期満了まで引き続きよろしくお願ひいたします。

今後は、第6期の審議会委員の選任に向け、各関係機関への推薦依頼などを行ってまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。以上でございます。